

一九一八（大正七）年十二月五日に公布された「大学令」は、大学昇格への一条件として、第十七条に「公立及私立ノ大学ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クヘシ」と規定した。そのため、帝国大学と同等の大学へ昇格することを宿願として来た本学にとって、専任教員の養成は急務の課題となった。

当時の本学教員について、理事佐藤正之は学員に向けて「凡そ学校は優良なる教員と豊富なる図書とを備ふること最も必要なるは申す迄もなき所にして（中略）教員に付いては遺憾の点少らず依然として帝国大学或は司法、行政官庁或は銀行会社等に勤務する方々の援助に依るの外なき状況にして自今大に良教員の養成に力め海外留学生も亦派遣せざるへからず」と語っている。

佐藤の構想は、本学が「大学」昇格を果たした後、直ちに実行に移された。すなわち、二三年七月、教授の中から在外研究員を派遣する制度が設けられたのである。

しかも、留学先のドイツ国内ではマルクが暴落して各地に騒動が起こりつつあったので、ひとまず、フランスのパリ大学で民法を研究し、二四年五月には、その成果の一端として『最新法学通論』を著し、翌六月にドイツへ移った。

天野の留学は、絶えず学費不足に苦しめられることとなったが、勉強に励む彼を勇気づけたのは、本学の学員たちであった。当時のベルリンには、大使として本多熊太郎がおり、また、イギリスより須磨弥吉郎が三等書記官としてドイツに赴任していた。本多や須磨は、天野のほかにも、卒業生として先にゲッチンゲンおよびベルリンで法律哲学を研究中の柴田甲四郎、ライプチヒ大学に留



ベルリン小会合（1924年）左から  
2人目天野

第一回の海外派遣教員には、天野徳也が選ばれた。天野は本学在学中、予科・本科を通じて特待生・貸費生となり、〇七（明治四十）年の大学部英法科卒業時には「特賞」を受けている。卒業の翌年、本学附属法学新報社編集主任となり、一五年図書館主任を兼務、一九年四月には講師となり、二二年六月に文部大臣より予科教員の認可を受け、法学通論等を担当した。

こうした過程を経て天野は、二三年七月十九日、多数の友人に見送られ横浜からドイツに向けて出発した。船中、留学への期待に胸をふくらませていた天野に衝撃を与える大事件が起きた。関東大震災である。その結果、本学は図書館と校舎の一部を除いて焼失してしまい、罹災後の復旧費が多額で、海外派遣教員への資金は、二五年二月に「海外留学生費」の増額が承認されるまで苦しい状況であった。そのため、天野への援助は佐藤の個人的な送金に頼った。

学していた中村武、商法学研究のためドイツに新たに来た升本重夫（喜兵衛）の四人を招いて、小会合を開いた。海外生活を送る日本人が少ない時代、参会した六人は余程感激したらしく、政論から学術論、各国の人情や風俗、ひいては、横田千之助司法大臣、林頼三郎司法次官をはじめとして母校出身者の人物評等で、時間を忘れて大いに歓談した。

二年間の留学生生活を無事終えた天野は、二五年七月帰国し、すぐさま本学幹事となり、また学部教員として国際法の講座を担当し、大学の発展に尽くしたのである。

これ以後、松浦要、片山金章、新津米造、樋崎敏雄、川原次吉郎、花井忠の六人の教員がこの制度によって欧米に次々と派遣され、帰国後、天野と同様、多くの学生の指導にあたり、一定の成果をあげようとしていた。

教員の留学制度は、本学における法学教育の質を向上させた画期的な制度であったといえよう。しかし、国内の戦時体制が強化される中で、三七（昭和十二）年、ついに中止されてしまうのであった。